

# 経理の窓



あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	<b>法人、個人に共通して</b>
	<b>1月22日</b> : H18年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	<b>1月31日</b> : 法定調書などの届出期限 (税務署、市町村) 償却資産の申告期限 (市町村)
	<b>法人</b> : 11月決算法人の確定申告と納税

## 平成19年度税制改正の大綱より

財務省は、平成18年12月19日に、平成19年度税制改正大綱をまとめました。

中小企業者にとって、関心の高い改正事項についてお知らせします。

### (1) 減価償却制度の大幅な見直し

#### ① 残存価格の廃止

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、残存価格を廃止する。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率の2.5倍の率とする。

#### ② 償却可能限度額の廃止

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、耐用年数経過時点で1円（備忘価格）まで償却できることとする。

定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定金額を下回るときに償却方法を定率法から定額法に切り替えて原価償却費を計算することにより、耐用年数経過時点で1円（備忘価格）まで償却できることとする。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価格の95%）まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で均等償却できることとする。

#### ③ 法定耐用年数の見直し

フラットパネルディスプレイ製造設備など3設備の法定耐用年数を短縮する。

#### ④ 固定資産税の償却資産

固定資産税の償却資産については、現行の評価方法を維持する。

### (2) 特定同族会社の留保金課税制度の見直し

特定同族会社の留保金課税制度の適用対象から資本金1億円以下の法人を除外する。

### (3) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直し

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円（現行800万円）に引き上げる。

平成19年度税制改正の大綱は、財務省のホームページより入手することができます。

平成19年度税制改正は、閣議決定を経て、適用されることとなります。

#### 確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認しましょう。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないか確認しましょう。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸もしましょう。

家事消費（使用）分についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）  
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書  
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や損害保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。  
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明  
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。

経理の窓は、58号になりました。月日の経つのは、早いものです。

昨年は、3つの異業種交流会に参加しました。経営勉強会に参加して、知識や情報を得る事のほかにメリットは、新しい出会いがあります。

会の会員さんを通じて専門家をご紹介していただいたり、直接仕事の取引はないのに税理士さんからは、税制の改正情報の速報をいただいたりと、助けていただいています。ネットワークですね。

これからも研鑽してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田部井 淳子

